

ホテル、飲食店等のメニューにおける適正な表示の徹底について

○景品表示法とは（不当景品類及び不当表示防止法）

実際より良く見せかける表示が行われたり、過大な景品付き販売が行われると、それらにつられて消費者が実際には質の良くない商品やサービスを買ってしまい不利益を被るおそれがある。

景品表示法は、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限することにより、消費者がより良い商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守るための法律。

○景品表示法で規制されている表示

1 優良誤認表示

品質、規格、その他内容について、著しく優良であると一般の消費者に誤認させる表示

2 有利誤認表示

価格や取引条件に関して、著しく有利であると消費者に誤認させる表示

3 その他まぎらわしい表示

その他、まぎらわしい、または正しい判別を困難にさせる表示(指定)

○景品表示法に抵触するおそれのある不適切な表示があった場合

1 調査

報告聴取、帳簿書類等物件の提出命令、事業所等への立入調査など

2 指示（必要に応じて公表）、文書注意、口頭注意

（※処分権限は国（消費者庁）のみ）

○ホテル、レストラン等の不適切表示

「ステーキ」→牛脂等注入加工肉

「伊勢エビ」→ロブスター

「車エビ」→ブラックタイガー

「生クリーム」→植物性ホイップクリーム など

実際に使用している食材よりも、高価、美味、希少なものと一般にとらえられている食材をメニュー名等に表示して、消費者を誘引していた。

○本県の対応状況

- ・ 25 年 11 月 5 日 県ホームページ内の消費生活情報サイト「**あいち暮らし WEB**」に最新の緊急情報として**事業者向けの景品表示法の案内を掲載**（消費者庁サイトにリンク）
- ・ 25 年 11 月 19 日 **食品を扱う団体（県内 13 団体）に対して、飲食店メニュー表示の点検と知識の習得に努めることを要請。**
- ・ 26 年 2 月 **16 事業者に対して、行政指導（文書注意・口頭注意）を実施。（事業者名、指導の内容等については、非公表。）**
※県内でメニュー不適正表示を行った事業者のうち、全国規模の事業者については、消費者庁が調査、指導等を行うことになっている。

○国の主な動き

- ・ **旅館・ホテル関係団体及び日本百貨店協会に再発防止策の提出を要求**
- ・ **食品表示等問題関係府省庁等会議開催**
- ・ **ガイドラインの策定**
26 年 3 月中に公表予定。
- ・ **景品表示法改正の検討**
都道府県知事の権限強化
処分権限（措置命令権限）を付与
合理的根拠提出要求権限を付与
違反行為に対する課徴金制度
- ・ **監視体制の強化**
26 年 2 月 農林水産省食品 G メン、米穀流通監視官らに、一時的に消費者庁職員として併任発令。
景品表示法に基づくレストラン等への監視業務を行わせる。